改正後	改正前
（都道府県知事に対する異議の申出についての土地改良法施行規則の準用） **第二条の二**　農住組合法施行令（以下「令」という。）第六条において準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出については、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の三までの規定を準用する。この場合において、同規則第十七条の二及び第十七条の三の規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の二第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。	（都道府県知事に対する異議の申出についての土地改良法施行規則の準用） **第二条の二**　農住組合法施行令（以下「令」という。）第六条において準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出については、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。この場合において、同令第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。

（市民農園整備促進法施行規則の一部改正）

第二条　市民農園整備促進法施行規則（平成二年農林水産省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（土地改良法施行規則の準用） **第七条の二**　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の三までの規定は、令第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出について準用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七条の二及び第十七条の三の規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の二第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。	（土地改良法施行規則の準用） **第七条の二**　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定は、令第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出について準用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

○経済産業省・環境省令第七号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する手数料を現金により納付する場合における手続に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する手数料を現金により納付する場合における手続に関する省令を廃止する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する手数料を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成十九年経済産業省環境省令第二号）は、廃止する。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

○国土交通省令第四十五号

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十四号）及び統計法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第十一号）の施行に伴い、並びに統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、港湾調査規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉